

奥州市監査委員告示第17号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により行った定期監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成28年12月22日

奥州市監査委員 及 川 新 太  
奥州市監査委員 松 本 富二朗  
奥州市監査委員 佐 藤 邦 夫

1 監査の概要

(1) 監査の対象とした部課等(機関)名及び監査実施期日等

予備監査 平成28年5月20日及び5月23日

本監査 次のとおり

部課等(機関)名	実施期日
衣川高齢者コミュニティセンター	平成28年5月24日
衣川いきいき交流館	
国見平スキー場	
ひめかゆ健康の森	
前沢温泉保養交流館	平成28年5月25日
牛の博物館	

(2) 監査の対象とした事項及び範囲

平成27年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)における財務等に関する事務の執行。なお、一部平成26年度分についても対象とした。

(3) 監査の目的及び着眼点

平成27年度に執行された財務に関する事務が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、奥州市監査基準に定める監査の着眼点を基に、監査に必要な資料、諸帳簿等の提出を求め、これを照合、確認等するとともに、必要に応じて関係職員等の説明を聴取しながら実施した。

2 監査の結果

部課等(機関)名	監査の結果
衣川高齢者コミュニティセンター	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
衣川いきいき交流館	財務等に関する事務について、おおむね良好に執行されていたと認められた。
国見平スキー場	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
ひめかゆ健康の森	財務等に関する事務について、おおむね良好に執行されていたと認められた。
前沢温泉保養交流館	財務等に関する事務について、おおむね良好に執行されていたと認められた。
牛の博物館	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。

事務処理上留意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。

なお、次の部課等について、留意改善を要する事項は次のとおりである。

(1) 衣川いきいき交流館

サービス事務において、年次休暇請求処理票に記載誤りがあるなど年次休暇申請に不備があるものが5件、時間外勤務命令簿に記載誤りがあるものが5件あるなど、適切さを欠く事務処理が見受けられたので、関係例規を遵守のうえ、改善されたい。

(2) ひめかゆ健康の森

ア 収入事務において、レンタル申込書にレンタル合計金額の記載がないものが多数あり、適切さを欠く事務処理が見受けられたので、関係例規を遵守のうえ、改善されたい。

イ サービス事務において、時間外勤務命令の請求手続きに不備があるものが21件、年次休暇請求処理票に記載誤りがあるなど年次休暇申請に不備があるものが11件あるなど、適切さを欠く事務処理が見受けられたので、関係例規を遵守のうえ、改善されたい。

(3) 前沢温泉保養交流館

契約事務において、見積書に作成日や代表者印がないなど見積書に不備があるものが5件、契約書等の契約保証金の免除条項に誤りがあるものが5件、予定価格書の作成がないものが2件あるなど、適切さを欠く事務処理が見受けられたので、関係例規を遵守のうえ、改善されたい。